

東京成徳大学子ども学部同窓会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称を東京成徳大学子ども学部同窓会とする。

(所在地)

第2条 本会は、その所在地を東京成徳大学事務局内に置く。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 本会は、会員・準会員相互の親睦を図るとともに、大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 総会・役員会の開催
- (2) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員及び準会員

(会員)

第5条 本会の会員は、東京成徳大学子ども学部卒業生とする。

(準会員)

第6条 本会の準会員は、東京成徳大学子ども学部在学学生とする。

(会員の届出)

第7条 会員・準会員は、住所・氏名・勤務先・その他を本会に届出するものとする。

2 会員・準会員は、前項の届出に変更があった場合は、その都度本会に届出するものとする。

(除名)

第8条 会員が本会の名誉を傷つけた場合は、除名することができる。

第4章 名誉会長及び客員会員

(名誉会長)

第9条 名誉会長は、学長をもってあてる。

(客員会員)

第10条 東京成徳大学子ども学部の教職員等のうち、本会に功労のあった者を総会の承認を得た上で、客員会員とすることができる。

第5章 役員及び任務

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計監査 2名

(役員を選出)

第12条 役員は、会員の中から総会で選出する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在時にはその代理を務めると共に、会計業務も担当する。
- (3) 理事は、会務を処理する。
- (4) 会計監査は、会務の協議にあずかると共に会計監査にあたる。

(役員の任期)

第14条 役員の仕事は、3年とし、再選を妨げない。

2 欠員によって補充された役員の仕事は、前任者の在任期間とする。

第6章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会及び役員会として会長がこれを招集する。

2 役員の仕事の3分の1以上からの開催請求があった場合、会長は総会または役員会を臨時に招集しなければならない。

(会議の開催)

第16条 会議は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総会 年1回
- (2) 役員会 年2回

(議決)

第17条 会議は、総て出席者の過半数を以って決する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(会議の仕事)

第18条 会議の仕事は次のとおりとする。

- (1) 総会は、事業計画、事業報告、予算・決算、役員の仕事の選出、会則の変更及びその他重要な事項について審議し、決定する。
- (2) 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営の実施に関する事項を審議し、決定する。

第7章 会費及び会計

(会費)

第19条 本会の会費は、30,000円(終身会費)とする。

(会費の納付)

第20条 会費は、入会時に納付するものとし、入学時に10,000円、4年次前期に20,000円を納付するものとする。

(既納の会費等)

第21条 既納の会費等は原則としてこれを返還しない。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章 その他

(細則の制定)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する細則は役員会で定めるものとする。

附 則

本規約は、平成20年3月12日から施行する。

附 則

本規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成23年6月25日から施行する。

附 則

本規約は、2025年9月1日から施行する。